

姫路市告示第 314号
平成27年 6月26日

姫路市長 石見利勝

建築基準法の規定による特定工程及び特定工程後の工程の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び同条第6項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定により、次のとおり告示する。

1 中間検査を行う区域

中間検査を行う区域は、姫路市全域とする。

2 中間検査を行う建築物

中間検査を行う建築物は、新築、増築又は改築に係る部分が、次の各号のいずれかに掲げる用途及び規模の建築物とする。

- (1) 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅（いずれも住宅で住宅以外の用途を兼ねるものと含む。）で、住宅の用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるもの
- (2) 法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物（共同住宅を除く。）で、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるものかつ、3以上の階数を有するもの（地階を除く階数が2以上であるものに限る。）

3 特定工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程とする。ただし、中間検査を行う建築物が2以上ある場合又は中間検査を行う1の建築物の工事の工区を分けた場合にあっては、いずれか早期に特定工程に係る工事を終了する建築物又は工区に係る当該工程を特定工程とする。

- (1) 基礎工事に関する特定工程 基礎（基礎ぐいを除く。以下同じ。）に鉄筋を配置する工事の工程（階数が2以下である建築物（次号アからエまでに掲げる構造以外のものを除く。）に係るものと除く。）
- (2) 建て方工事に関する特定工程 次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程（法第7条の3第1項第1号の工程を含む建築物に係るものと除く。）を特定工程とする。ただし、複数の異なる構造を併用する建築物で、次のアからエまでの2以上の工事の工程を含むものにあっては、アの工事の工程が含まれるものはアの工事の工程を、それ以外のものはいずれか早期に終了する工事の工程を特定工程とする。

ア 木造 柱、はり及び筋かいの建て方工事（枠組壁工法、木質プレハブ工法又は丸太組構法にあっては、耐力壁の設置工事）の工程

イ 鉄骨造 1階の鉄骨の建て方工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造 2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に鉄筋を配置する工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の床版又は屋根床版を取り付ける工事の工程とする。

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 1階の鉄骨の建て方工事の工程

4 特定工程後の工程

次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

- (1) 基礎工事に関する特定工程後の工程 基礎に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程
- (2) 建て方工事に関する特定工程後の工程 次のアからエまでに掲げる建築物の構造の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める工事の工程を特定工程後の工程とする。

ア 木造 壁の外装工事又は内装工事の工程

イ 鉄骨造 構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事又は壁の外装工事若しくは内装工事の工程

ウ 鉄筋コンクリート造 2階の床及びこれを支持するはり（平家については、屋根床版）に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程。ただし、当該工事を現場で行わないものは、2階の柱又は壁を取り付ける工事の工程とする。

エ 鉄骨鉄筋コンクリート造 柱又ははりに鉄筋を配置する工事の工程

5 適用の除外

次の各号のいずれかに該当する建築物については、この告示の規定は適用しない。

- (1) 法第18条第1項又は第85条第5項若しくは第6項の規定の適用を受ける建築物
- (2) 法第68条の20第1項（法第68条の22第2項において準用する場合を含む。）に規定する認証型式部材等を有する建築物
- (3) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による、建設された住宅に係る住宅性能評価書の交付を受ける建築物

6 適用区分

この告示の規定は、平成29年4月1日以後に法第6条第1項に規定する確認の申請書又は法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類（以下「申請書等」という。）が提出された建築物について適用し、同日前に申請書等が提出されたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月7日姫路市告示第370号）

この告示は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条第2号に定める日から施行する。